

# 滋賀県多文化共生推進プランに係る現状と課題 概要版

## ～外国人住民の概況等～

### 【1. 滋賀県人口】

◎滋賀県人口は、2015年をピークに減少が予想され、生産年齢人口は2005年より減少している。(図1)

### 【2. 外国人住民の概況】

◎平成25年12月末現在、滋賀県の外国人登録者数は24,712人で減少傾向にある。(図2)

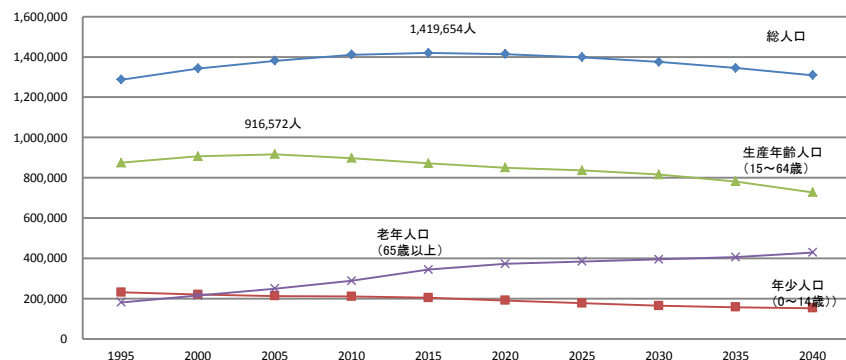
大きく減少しているのはブラジル国籍である。

◎在留資格別にみると「永住者」が人数および割合ともに増加している。(図3、表1、表2)

国籍別でみると、ブラジルは、ほぼ「身分に基づく在留資格(永住者、定住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等)、韓国・朝鮮は約87%は「特別永住者」、中国・台湾は約36%が「身分に基づく在留資格」で、約37%が「技能実習等」、フィリピンは約90%が「身分に基づく在留資格」となっている。

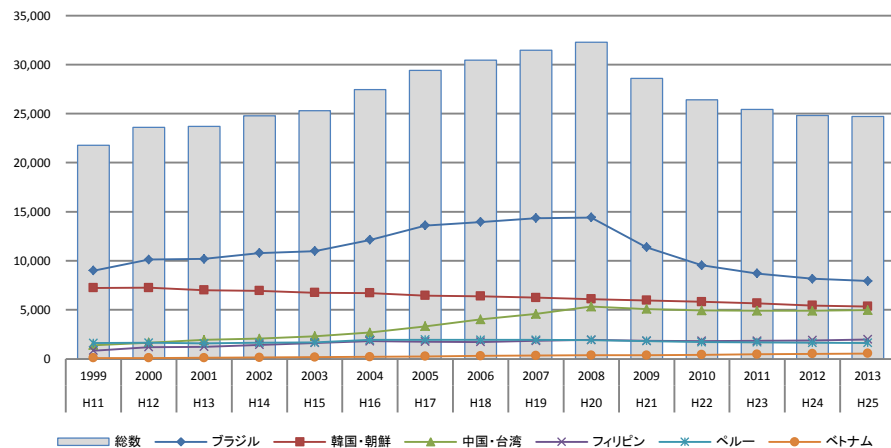
◎外国人住民の老年人口の割合は、日本人と比べるとかなり低いが、高齢化は進んでいる。(表3)

図1 滋賀県人口の推移



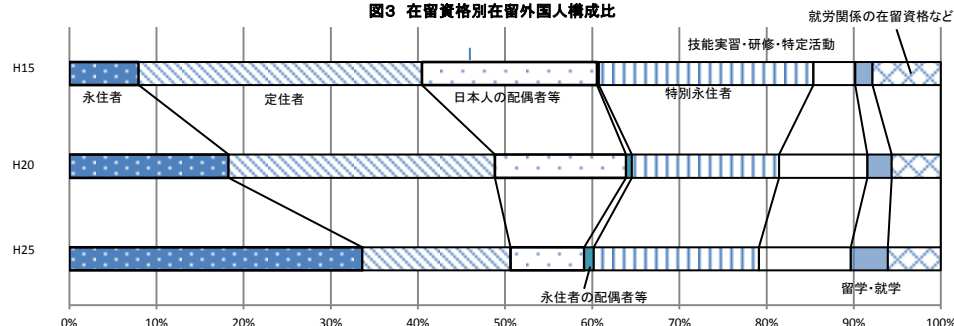
(出典) 総務省「国勢調査」(1995~2010)、国立社会保障・人口問題研究所「日本の都道府県別将来推計人口(平成25年3月推計)」(2015~2040)

図2 国籍別外国人登録者数



(出典) 法務省「在留外国人統計(旧登録外国人統計)、滋賀県推計人口年報

図3 在留資格別在留外国人構成比



(出典) 法務省「在留外国人統計(旧登録外国人統計)

(注1) 各年12月末現在、

(注2) 平成22年7月に技能実習の資格が創設されました。それ以前は、特定活動に含まれます。

表1 在留資格別在留外国人数および構成比(滋賀県)

年	国籍	総数	永住者	定住者	日本人の配偶者等	永住者の配偶者等	特別永住者	技能実習・研修・特定活動	留学・就学	就労関係の在留資格など
H15	人	25,310	2,021	8,219	5,087	60	6,225	1,213	507	1,978
	%	100	8.0	32.5	20.1	0.2	24.6	4.8	2.0	7.8
H20	人	32,292	5,911	9,860	4,860	216	5,449	3,277	902	1,817
	%	100	18.3	30.5	15.1	0.7	16.9	10.1	2.8	5.6
H25	人	24,712	8,314	4,199	2,086	277	4,679	2,606	1,050	1,501
	%	100	33.6	17.0	8.4	1.1	18.9	10.5	4.2	6.1

表2 在留資格別・国籍別在留外国人数および構成比(平成25年)(滋賀県)

国籍	総数	永住者	定住者	日本人の配偶者等	永住者の配偶者等	特別永住者	技能実習・研修・特定活動	留学・就学	就労関係の在留資格など
ブラジル	7,945	4,200	2,699	915	111	4	0	1	15
%	100	52.9	34.0	11.5	1.4	0.1	0.0	0.0	0.2
韓国・朝鮮	5,339	356	34	130	14	4,654	5	136	10
%	100	6.7	0.6	2.4	0.3	87.2	0.1	2.5	0.2
中国・台湾	4,974	1,256	120	342	44	9	1,827	631	745
%	100	25.3	2.4	6.9	0.9	0.2	36.7	12.7	15.0
フィリピン	1,978	930	485	315	44	0	152	3	49
%	100	47.0	24.5	15.9	2.2	0.0	7.7	0.2	2.5

(出典) 法務省「在留外国人統計(旧登録外国人統計)

(注1) 各年12月末現在、

(注2) 平成22年7月に技能実習の資格が創設されました。それ以前は、特定活動に含まれます。

表3 外国人住民および滋賀県民人口の老年人口・割合

	H15 外国人住民	H20 外国人住民	H25 外国人住民	H25 滋賀県民
総数	25,310	32,292	24,712	1,416,952
老年人口(65歳以上)	1,134	1,497	1,705	315,925
老年人口の割合(%)	4.5	4.6	6.9	22.3

(出典) 法務省「在留外国人統計(旧登録外国人統計)、外国人住民:各年12月末現在

(出典) 滋賀県推計人口年報、平成25年10月1日現在、年齢不詳を除く

# 滋賀県多文化共生推進プランに係る現状と課題 概要版

## ～行動目標別～

### 【1. コミュニケーション支援】

#### (1) 地域における情報の多言語化

- 言語ニーズの多様化：県、15市町で外国語通訳・相談員が配置され、相談窓口等は増えつつある。一方、中国語やタガログ語で相談できる窓口は限られ、今後も、多様な国籍の住民の増加も見込まれるため、言語ニーズの多様化への対応の検討が必要。

### 【2. 生活支援】

#### (1) 労働

- 就労状況：製造業に従事する割合が64.1%と高い。また、派遣・請負事業所等に就労しているものの割合も51.1%で、不安定な就労形態である。(図1、表1)
- 留学生等(追加)：県内に在住する留学生1,069人(H24/12月末現在)、また、在留資格は「留学」ではないが留学生同様にグローバルな資質を持つ外国人大学生などのグローバル人材の滋賀県企業への就労の機会の拡大。(表2)
- 技能実習生(追加)：国において期間延長や業種の拡大などが検討されている技能実習生について、企業の役割や地域の役割等を検討する必要がある。

#### (2) 教育

- 日本語指導が必要な外国人児童生徒：日本語指導が必要な公立学校外国人児童生徒数は増加に転じ、平成24年度調査では、中学校および高等学校の在籍生徒数は過去最多となった。また、在籍学校数も過去最多となり、日本語指導の充実を図っていく必要がある。(表3)
- 高等学校進学：外国人住民の定住化、永住化傾向の中、高等学校進学を希望する外国人児童生徒に対するサポートについて、小・中・高等学校が連携して考えていく必要がある。(表4)

#### (3) 医療・福祉

- 外国人患者の受入：外国人の定住化・永住化が進むにつれ、医療通訳が配置されている医療機関の役割は重要となっている。医療通訳がいる医療機関は限定されているが、多言語医療通訳ネットワーク整備事業等において、県内3病院に医療通訳の配置が行われ、医療通訳制度の定着が進みつつある。
- 福祉との連携(追加)：1990年の入管法改正以降、外国人住民はここ25年で急激に増加した(H元：8,521人→H25：24,712人)。今後は、高齢化も進むので、福祉現場との連携が重要。

#### (4) 防災

- 防災啓発：日本での災害経験や知識が少ない外国人住民に対して、引き続き、啓発の必要であるが、市町等が実施する防災訓練などでは、外国人住民に参加を求めるところに苦労している。
- 災害時の対応：災害時外国人サポーター制度の登録ボランティア数は着実に増加し、研修も行われているが、災害時における自治体での外国人住民等への対応や、ボランティア等の県域でのネットワーク化などの環境整備が必要。(表5)

### 【3. 多文化共生の地域づくり】

#### (1) 啓発・人材育成

- 啓発：外国人住民の人権問題に関する人権啓発については、「現状の取り組みでよい」と答えた人が多いが、取り組むべき課題はあり、引き続き、啓発事業等を通じ理解を深めることが必要と考えられる。(図2)
- 人材育成(追加)：多文化共生を含めたグローバルな視点での国際教育、特に、次世代を担う若者の国際教育や国際交流等を通じた人材育成。

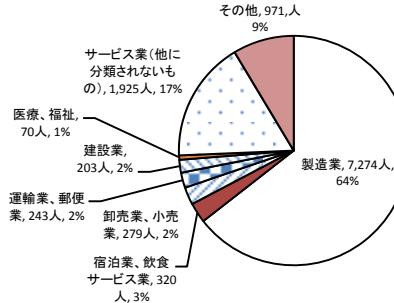
#### (2) 社会活動への参加

- 社会活動への参加：日本人住民と外国人住民とが共に地域の社会活動に参加し、地域の活性化につながるような取り組みが引き続き必要。

#### 【プラン策定について】

平成22年4月に策定した現行プランが、平成26年度末で計画期間が満了するため、上記現状や課題、現行プラン策定後の経済・社会情勢の変化等を踏まえ、より実効性のあるプランとなるよう見直しを行う。

図1 産業別外国人労働者数および割合



(出典)厚生労働省滋賀労働局「外国人雇用状況の届出状況」  
(注)平成25年10月末現在

表1 派遣・請負事業所に就労している外国人労働者数および比率

	外国人労働者数	
	うち派遣・請負事業所(人数)	比率(%)
H25(2013)	11,285	51.1

(出典)厚生労働省滋賀労働局「外国人雇用状況の届出状況」  
(注)平成25年10月末現在

表2 留学生の就職先企業等の所在地別許可人員数

		H19	H20	H21	H22	H23	H24
		滋賀県	人員数	48	37	15	21
	留学生数	735	805	875	968	1,073	1,069
	就職率	6.5	4.6	1.7	2.2	2.8	3.7
全国	人員数	10,262	11,040	9,584	7,831	8,586	10,969
	留学生数	131,789	132,460	138,514	145,909	201,511	188,605
	就職率	7.8	8.3	6.9	5.4	4.3	5.8

(出典)人員数：法務省入国管理局「留学生の日本企業等への就職状況について」  
(出典)留学生数：法務省在留外国人統計、(注)留学生数は在留資格「留学」の人数  
(出典)就職率：県国際室調べ、(注)人員数÷留学生数×100

表3 日本語指導が必要な公立学校外国人児童生徒の学校別別在籍状況

	小学校		中学校		高等学校		特別支援学校		合計	
	児童数	学校数	生徒数	学校数	生徒数	学校数	児童生徒数	学校数	児童生徒数	学校数
H16(2004)	410	76	165	47	11	5	4	4	590	132
H17(2005)	505	79	171	41	17	3	3	2	696	125
H18(2006)	600	84	186	44	13	2	0	0	799	130
H19(2007)	659	88	201	43	22	4	0	0	882	135
H20(2008)	738	95	226	44	34	6	0	0	998	145
H22(2010)	627	92	239	39	35	7	4	4	905	142
H24(2012)	607	90	282	41	86	16	0	0	975	147

(出典)「日本語指導が必要な外国人児童生徒の受け入れ状況等に関する調査」  
(注)H16'22年各年9月1日現在、H24年5月1日現在

表4 日本語能力と高等学校進学状況

	進学(%)	就職等(%)	調査対象人数
日常会話不可	58.1	41.9	31
学習用語・表現不可	67.5	32.5	206
読み書きに課題	82.8	17.2	262
通常授業理解可能	92.1	7.9	493

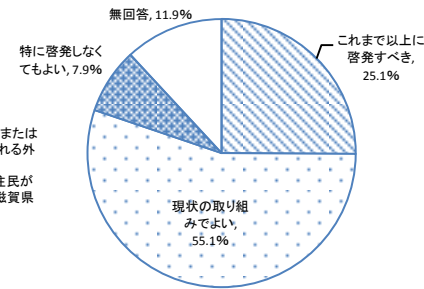
(出典)2012年外国人集住都市会議調査  
(注)外国人生徒進学率82.7%  
(注)韓国・朝鮮等の特別永住者を除く、「家庭内等で日本語以外の言語を使用している」または「日本語のネイティブスピーカーではない」ことを学校が把握しているニューカマーと呼ばれる外国人児童(有効回答数：1,010人)  
(注)外国人集住都市会議は、ニューカマーと呼ばれる南米日系人を中心とする外国人住民が多数居住する自治体関係者が集まり、多文化共生への課題について考える会議です。滋賀県の長浜市、甲賀市、愛荘町を含む26都市が参加しています。

表5 災害時外国人サポーター登録者の推移

	H20	H21	H23	H24	H25
登録者数	12	24	31	40	52

(出典)滋賀県国際協会調べ  
(注)各年度末現在

図2 今後の人権啓発についての考え方(外国人の人権問題)



(出典)平成23年度人権に関する県民意識調査